

案

大阪市水道局契約規程の一部を改正する規程

大阪市水道局契約規程（昭和27年大阪市水道事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
目次 [第1章 略] 第2章 [略] [第1節・第2節 略] 第3節 <u>契約方式別の手続</u> [第1款・第2款 略] 第3款 随意契約（第15条 <u>第15条の4</u> ） [第4款 略] 第4節 入札（第17条 <u>第29条の2</u> ） 第5節 契約書及び契約保証金（第30条 <u>第38条の2</u> ） [第3章 略] 第4章 契約の変更及び解除（第48条 <u>第53条の2</u> ） [第5章 略] 附則 （契約締結の請求） 第2条 課長等（課長、場長、所長及び担当	目次 [第1章 同左] 第2章 [同左] [第1節・第2節 同左] 第3節 <u>契約方式別の手続</u> [第1款・第2款 同左] 第3款 随意契約（第15条 <u>第15条の3</u> ） [第4款 同左] 第4節 入札（第17条 <u>第29条の3</u> ） 第5節 契約書及び契約保証金（第30条 <u>第38条</u> ） [第3章 同左] 第4章 契約の変更及び解除（第48条 <u>第53条</u> ） [第5章 同左] 附則 （契約締結の請求） 第2条 課長等（課長、場長、所長及び担当

課長をいう。以下同じ。)は、契約(大阪  
市水道局長(以下「局長」という。)が定  
める契約を除く。)を締結する必要がある  
ときは、総務部管財課長(以下「管財課  
長」という。)に契約の締結を請求しなけ  
ればならない。

[2・3 略]

(入札参加資格)

第4条 請負、買入れ、借入れその他の契約  
(第7条に規定する契約を除く。第6条に  
おいて同じ。)に係る入札に参加しようと  
する者に必要な資格は、局長が定めあらか  
じめ告示する。

### 第3節 契約方式別の手続

(公告)

第10条 地方自治法施行令(昭和22年政令第  
16号)第167条の6第1項の規定による公  
告は、入札期日の5日前までに、急を要す  
る場合においては3日前までに、次に掲げ  
る事項について、インターネットを利用す  
る方法により行わなければならない。ただ  
し、公告期間について、建設業法(昭和24  
年法律第100号)第2条第1項に規定する  
建設工事請負の入札で同法により見積期間  
の定められるものにあつては、この限りで  
ない。

[(1)~(7) 略]

[削る]

課長をいう。以下同じ。)は、契約(局長  
が定める契約を除く。)を締結する必要が  
あるときは、総務部管財課長(以下「管財  
課長」という。)に契約の締結を請求しな  
ければならない。

[2・3 同左]

(入札参加資格)

第4条 請負、買入れ、借入れその他の契約  
(第7条に規定する契約を除く。第6条に  
おいて同じ。)に係る入札に参加しようと  
する者に必要な資格は、大阪市水道局長  
(以下「局長」という。)が定めあらかじ  
め告示する。

### 第3節 契約方式別の手続き

(公告)

第10条 地方自治法施行令(昭和22年政令第  
16号)第167条の6第1項の規定による公  
告は、入札期日の5日前までに、急を要す  
る場合においては3日前までに、次に掲げ  
る事項について、大阪市公告式条例(昭和  
25年大阪市条例第50号)の例によつて行わ  
なければならない。ただし、公告期間につ  
いて、建設業法(昭和24年法律第100号)  
第2条第1項に規定する建設工事請負の入  
札で同法により見積期間の定められるもの  
にあつては、この限りでない。

[(1)~(7) 同左]

2 前項の規定にかかわらず、局長が必要と  
認める場合には、前項の公告をインターネ  
ットを利用する方法により行うことができ  
る。

第12条 一般競争入札に参加しようとする者は、有資格者名簿が作成されていない場合にあつては、局長が指定する期限までに次に掲げる書類を提出し、参加の承認を受けなければならない。ただし、既に局に提出した書類があるときは、その書類により承認を受けることができる。

[(1)~(3) 略]

(通知事項)

第14条 局長は、前条の規定により指名をした者に対して第10条各号(第2号を除く。)に掲げる事項を通知する。

第3款 [略]

(随意契約における予定価格の決定)

第15条 随意契約によろうとするときは、あらかじめ予定価格を定めるものとする。

2 前項の予定価格は、随意契約によろうとする事項の価格の総額について定めるものとする。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価について予定価格を定めることがある。

3 第1項の予定価格は、契約の目的物又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少及び履行期間の長短等を考慮して定めるものとする。

(随意契約によることができる場合の予定価格の額)

第15条の2 地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「政令」という。)第21条の13第1項第1号の規定による予定価格の額は、次の各号に掲げる契約の種類

第12条 一般競争入札に参加しようとする者は、有資格者名簿が作成されていない場合にあつては、入札期日の2日前までに次に掲げる書類を提出し、参加の承認を受けなければならない。ただし、既に局に提出した書類があるときは、その書類により承認を受けることができる。

[(1)~(3) 同左]

(通知事項)

第14条 局長は、前条の規定により指名をした者に対して第10条第1項各号(第2号を除く。)に掲げる事項を通知する。

第3款 [同左]

[新設]

(随意契約によることができる場合の予定価格の額)

第15条 [同左]

に応じて当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 4,000,000円
- (2) 財産の買入れ 3,000,000円
- (3) 物件の借入れ 1,500,000円
- (4) 財産の売払い 1,000,000円
- (5) 物件の貸付け 500,000円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの  
2,000,000円

( 随意契約に係る公表 )

第15条の3 [略]

( 見積徴取 )

第15条の4 [略]

( 入札における予定価格の決定 )

第24条 入札に付する場合の予定価格は、入札に付する事項の価格の総額について定めるものとする。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価について予定価格を定めることがある。

- 2 前項の予定価格は、契約の目的物又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少及び履行期間の長短等を考慮して定めるものとする。

( 電子入札 )

第29条の2 前節及びこの節の規定にかかわらず、入札（売払契約及び不動産の貸付契約に係る一般競争入札に限る。）の手續については、次項に定めるところにより、電子入札システム（局が行う入札に関する事務（売払契約及び不動産の貸付契約に係る一般競争入札に係る事務に限る。）を電子情報処理組織（局の使用に係る電子計算機

- (1) 工事又は製造の請負 2,500,000円
- (2) 財産の買入れ 1,600,000円
- (3) 物件の借入れ 800,000円
- (4) 財産の売払い 500,000円
- (5) 物件の貸付け 300,000円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの  
1,000,000円

( 随意契約に係る公表 )

第15条の2 [同左]

( 見積徴取 )

第15条の3 [同左]

( 予定価格の決定 )

第24条 予定価格は、入札に付する事項の価格の総額について定めるものとする。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価について予定価格を定めることがある。

- 2 予定価格は、契約の目的物又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少及び履行期間の長短等を考慮して定めるものとする。

( 電子入札 )

第29条の2 前節及びこの節の規定にかかわらず、入札（売払契約に係る一般競争入札を除く。）の手續については、次項に定めるところにより、電子入札システム（局が行う入札に関する事務を電子情報処理組織（局の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気

(入出力装置を含む。以下同じ。)と入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)により処理する情報処理システムをいう。以下同じ。)により行うことができる。

- 2 電子入札システムにより行われる入札の手続については、第10条、第12条、第17条(第2項第3号及び第3項を除く。)、第18条、第19条、第23条(第1項後段及び第3項を除く。)、第24条、第25条、第26条(第1項第6号及び第8号を除く。)、第27条及び第28条の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[表 別紙2 挿入]

[削る]

通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)により処理する情報処理システムをいう。)により行うことができる。

- 2 電子入札システムにより行われる入札の手続については、前節第1款及び第2款、第17条から第20条まで、第23条(第1項後段を除く。)、第24条、第25条、第26条(第1項第8号を除く。)、第27条並びに第28条の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[表 別紙1 挿入]

(電子情報処理組織を使用した売払契約に係る入札)

第29条の3 前節及びこの節の規定にかかわらず、売払契約に係る一般競争入札は、次項及び第3項に定めるところにより、当該一般競争入札に係る入札をしようとする者に、電子情報処理組織を使用して局と契約を締結した事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法で入札をさせることにより行うことができる。

- 2 前項に規定する方法により行われる入札の手続については、前節第1款、第17条(第2項第2号及び第3号並びに第3項を除く。)、第18条から第20条まで、第23条

( 契約保証金の納付等 )

第34条 局と契約を締結しようとする者は、  
契約保証金を納付しなければならない。た  
だし、次の各号のいずれかに該当する  
ときは、局長は、契約保証金の全部又  
は一部を免除することができる。

- (1) 局と契約を締結しようとする者が保  
険会社との間に局を被保険者とする履  
行保証保険契約を締結し、当該保険証  
書が提出されたとき(当該保険会社が  
定める電磁的方法(電子情報処理組  
織を使用する方法その他の情報通信の  
技術を利用する方法をいう。)であつて  
当該保険証書の提出に代わるものとし  
て局長が認める措置が講じられたとき  
を含む。)

[(2)~(5) 略]

[ 2 ~ 5 略 ]

( 調達・契約システムによる契約の締結 )

第38条の2 この章の規定にかかわらず、契  
約の締結の手続(第29条の2第1項に規定

( 第1項及び第2項ただし書を除く。 )、  
第24条、第25条第2項、第26条(第1  
項第4号及び第8号を除く。 )及び第27  
条の規定を準用する。この場合におい  
て、次の表の左欄に掲げる規定中同表  
の中欄に掲げる字句は、それぞれ同条  
の右欄に掲げる字句に読み替えるもの  
とする。

[表 別紙3 挿入]

- 3 第1項に規定する方法により行われ  
る入札をしようとする者は、第12条第  
1号に定める事項を誓約し、及び必要  
事項を入力して入札しなければならない。

( 契約保証金の納付等 )

第34条 [同左]

- (1) 局と契約を締結しようとする者が保  
険会社との間に局を被保険者とする履  
行保証保険契約を締結し、当該保険証  
書が提出されたとき

[(2)~(5) 同左]

[ 2 ~ 5 同左 ]

[新設]

する入札の手続を除く。以下同じ。)については、次項に定めるところにより、調達・契約システム(局が行う契約の締結の手続に関する事務を電子情報処理組織(局の使用に係る電子計算機と入札若しくは随意契約に参加しようとする者、契約を締結しようとする者又は契約者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。))により処理する情報処理システムをいう。以下同じ。)により行うことができる。

2 調達・契約システムにより行われる契約の締結の手続については、第2条、第3条、第4条、第6条、第9条から第11条まで、第13条から第15条の4まで、第17条(第2項各号列記以外の部分に限る。)、第18条から第20条まで、第23条(第1項後段を除く。)、第24条、第25条、第26条(第1項第8号を除く。)、第27条、第28条、第30条、第31条、第32条(第1項第2号及び第3号を除く。)、第33条、第34条(第1項第4号及び第4項を除く。))並びに第35条から前条までの規定を準用する。  
この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[表 別紙4 挿入]

(不当な取引制限等に係る損害賠償)

第46条の2 工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約(物件の売払い、貸付け及び不動産に関

(不当な取引制限等に係る損害賠償)

第46条の2 [同左]

する権利の設定又は移転の契約を除く。)の契約者(以下この条において「請負等の契約者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、本市に対し、損害賠償金として、当該契約の契約金額(特定単価契約にあつては、当該単価契約の内容に応じて通常契約の契約金額に相当するものとして局長が定める額、特定単価契約以外の単価契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、契約期間内に支払うことが見込まれる総額。以下この条において同じ。)の100分の20に相当する額を納付しなければならない。当該契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときも、同様とする。

〔(1) 略〕

(2) 当該契約について、確定した排除措置命令等(請負等の契約者以外の者に対するものに限る。)において、請負等の契約者に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされたとき

〔(3)・(4) 略〕

〔2～4 略〕

(契約の変更に係る書類の提出等)

第50条の2 前3条の規定により契約の変更を行う場合においては、契約者は、変更契約書に記名押印の上、局長が定める書類を添えてこれを提出しなければならない。ただし、第32条第1項の規定により契約書の作成を省略した場合にあつては、契約者が

〔(1) 同左〕

(2) 当該契約について、確定した排除措置命令等(請負等の契約者以外の者に対するものに限る。)において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされたとき

〔(3)・(4) 同左〕

〔2～4 同左〕

(契約の変更に係る書類の提出等)

第50条の2 前3条の規定により契約の変更を行う場合においては、契約者は、変更契約書に記名押印の上、これを提出しなければならない。ただし、第32条第1項の規定により契約書の作成を省略した場合にあつては、契約者が記名押印した見積書、請書

<p>記名押印した見積書、請書その他の文書をもつて変更契約書に代用するものとする。</p> <p>[ 2・3 略]</p> <p><u>(調達・契約システムによる契約変更等)</u></p> <p><u>第53条の2 この章の規定にかかわらず、契約変更等の手続については、次項に定めるところにより、調達・契約システムにより行うことができる。</u></p> <p><u>2 調達・契約システムにより行われる契約変更等の手続については、第48条から前条までの規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</u></p> <p>[表 別紙5 挿入]</p>	<p>その他の文書をもつて変更契約書に代用するものとする。</p> <p>[ 2・3 同左]</p> <p>[新設]</p>
<p>備考 表及び表中に挿入される別紙の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

- 1 この規程は、令和8年7月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の大阪市水道局契約規程の規定は、一般競争入札又は入札に参加しようとする者を募集する指名競争入札の方法により締結する契約にあってはこの規程の施行の日以後に入札に参加しようとするものを募集するものについて、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札の方法により締結する契約にあっては同日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて、随意契約にあっては同日以後に発注するものについて、それぞれ適用し、同日前に入札に参加しようとする者を募集し、入札に参加させようとする者を指名し、又は発注した契約については、なお従前の例による。